

退職手当支給条例における退職手当支給制限等の処分に係る運用方針の制定内容

1 内 容

(1) 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限について(条例第27条関係)

ア 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とします。

イ 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、退職をした者が行った非違の内容及び程度について、停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合等に該当する場合に限定するものとし、退職をした者が

占めていた職の職務及び責任、勤務の状況、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動及び非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度について勘案することとします。

(2) 退職手当の支払の差止めについて(条例第 28 条関係)

支払差止処分を行うに当たっては、公務に対する信頼確保の要請と退職者の権利の尊重に留意しつつ、厳正かつ公正に対処することとします。

(3) 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限について(条例第 29 条関係)

一般の退職手当等の額がまだ支払われていない退職をした者が、退職後に刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合等に該当したことにより、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うに当たっては、その者が懲戒

免職等処分又は失職により退職した場合に受けたであろう処分と同様の処分とすることを原則とするものとします。

- (4) 退職をした者の退職手当の返納について(条例第 30 条関係)
- ア 一般の退職手当等の返納手続については、当組合財務規則(平成 16 年規則第 17 号)の定めるところによることとします。
 - イ 返納を命ずる一般の退職手当等の額は、退職をした者が行った非違の内容及び程度、退職をした者が占めていた職の職務及び責任、勤務の状況、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動及び非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度について勘案するほか、退職をした者の生計の状況を勘案して定める額とします。
 - ウ 退職をした者の生計の状況を勘案するに当たっては、退職をした者等が現在及び将来どのような支出を要するか等に

ついて申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとします。

(5) 遺族の退職手当の返納について(条例第31条関係)

ア 一般の退職手当等の返納手続については、当組合財務規則の定めるところによることとします。

イ 返納を命ずる一般の退職手当等の額は、退職をした者が行った非違の内容及び程度、退職をした者が占めていた職の職務及び責任、勤務の状況、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動及び非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度について勘案するほか、遺族の生計の状況を勘案して定める額とします。

ウ 遺族の生計の状況を勘案するに当たっては、遺族等が現在及び将来どのような支出を要するか等について申立てを受

け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとします。

(6) 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付について(条例第 32 条関係)

ア 一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うに当たっては、処分を受けるべき者は非違を行った者ではないことを踏まえ、個別の事案ごとに諸事情を考慮した運用をするものとしします。

イ 一般の退職手当等に相当する額の納付の手続については、当組合財務規則の定めるところによることとします。

ウ 一般の退職手当等の額には、源泉徴収された所得税額又はみなし相続財産とされて納入した若しくは納入すべき相続税額を含まないものとしします。

- エ 納付を命ずる一般の退職手当等の額は、退職手当の受給者の相続財産の額を勘案するものとし、相続財産の額が一般の退職手当等の額よりも小さいときは、納付額を相続財産の額の範囲内で定めることとします。
- オ 納付を命ずる一般の退職手当等の額は、退職手当の受給者の相続人の生計の状況を勘案するものとし、処分を受けるべき者等が現在及び将来どのような支出を要するか等について申立てを受け、納付すべき額の全額を納付させることが困難であると認められる場合には、納付額を減免することができることとします。
- カ 上記エ及びオのほか、退職をした者が行った非違の内容及び程度、退職をした者が占めていた職の職務及び責任、勤務の状況、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動及び非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度についても

勘案することとします。

2 制定年月日

平成 22 年 3 月 1 日